

栗原市旧沢辺村産稲わらの流通・利用について

平成25年12月11日
宮城県農林水産部畜産課

栗原市旧沢辺村産稲わらの流通・利用について、下記のとおりお知らせします。

記

平成25年に収集された平成25年産稲わらについては、栗原市旧沢辺村を除く県内全域で給与及び敷料、土壌改良資材としての利用が可能となっております。

今回、栗原市旧沢辺村において玄米の全量全袋検査が終了し、玄米の放射性物質が暫定許容値を下回っていることが確認されたので、当該地域における稲わらについても、給与及び敷料、土壌改良資材としての利用が可能です。

なお、今回の調査結果は、平成25年に収集する稲わらについての自粛要請の解除であり、平成26年の春に収集する稲わらの取扱いについては、改めて通知します。

**今年産稲わらの給与及び敷料、土壌改良資材としての利用の
自粛要請解除地域
県内全域**

※県内全域において、玄米の放射性物質検査も全地点で食品の基準値を下回っていることが確認されています。